

# 島田市地域防災計画

## 風水害対策編

令和6年3月 改定

島田市防災会議



## 目次

### 総則

第1章 総 則	1
第1節 過去の顕著な災害	1
1 風水害	1
2 竜巻(旋風)	3
3 がけ崩れ・土石流・地すべり	3
第2節 予想される災害と地域	4
1 風水害	4
2 がけ崩れ・土石流・地すべり	5
3 強風による建物等の損壊及び倒木等に伴う大規模停電等	5

### 発災前

第2章 災害予防計画	6
第1節 総則	6
第2節 河川災害予防計画	6
1 河川の現況	6
2 河川の治水対策	6
3 浸水想定区域の指定と通知	6
4 浸水想定区域等の指定に伴う実施事項	7
5 連携体制の構築	8
第3節 道路・橋りょう・鉄道災害防除計画	8
1 道路・橋りょう	8
2 鉄道	9
第4節 土砂災害防除計画	9
1 土砂災害対策	9
2 急傾斜地崩壊対策事業	9
3 砂防事業	10
4 地すべり対策事業	10
5 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報の提供と活用	11
6 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の施行	11
7 事業者の対応	12
8 その他のソフト対策	13
第5節 山地災害防除計画	13
1 山地災害対策	13
2 治山事業	13
3 総合的な山地災害対策	13
第6節 林道災害防除計画	13
第7節 農地災害防除計画	13
1 ため池等整備事業	14
2 農地保全事業	14
第8節 倒木被害防除計画	14
第9節 盛土災害防除計画	14
第10節 避難情報の事前準備計画	14
1 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	15
2 住民への周知・意識啓発	15
第11節 避難誘導體制の整備計画	15
第12節 防災知識の普及計画	16
第13節 自主防災会活動	16

## 発災後

第3章 災害応急対策計画 .....	17
第1節 指定水防管理団体、水防機関.....	17
1 指定水防管理団体 .....	17
2 水防機関 .....	17
第2節 水防管理団体の水防計画.....	17
第3節 水防組織及び非常配備体制.....	18
第4節 水防上重要な水こう門等.....	18
第5節 水防区域の危険箇所 .....	18
第6節 水防に関する予警報 .....	18
1 水防活動に必要な予報及び警報とその措置.....	18
2 洪水予報 .....	18
3 水防警報 .....	18
4 水位周知河川における水位到達情報.....	18
5 雨量及び水位の監視と通報.....	18
6 ダム、水こう門等及びその操作.....	18
7 道路の通行規制に関する情報.....	18
第7節 情報収集・伝達 .....	19
第8節 広報活動 .....	19
第9節 水防信号及び水防標識等.....	19
第10節 避難のための立退き .....	19
第11節 水防倉庫及び資器材の整備及び調達.....	19

# 第1章 総則

この計画は、災対法第42条の規定により、市民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、市及び防災機関が行うべき市域に係る風水害対策の大綱（共通対策編で定めたものを除く。）を定めるものとする。

風水害対策編は、次の各章から構成する。なお、復旧・復興については、共通対策編第4章復旧・復興対策によるものとする。

章	記載内容
第1章 総則	計画作成の趣旨、構成、過去の顕著な災害、予想される災害と地域
第2章 災害予防計画	総則、河川災害予防計画、道路・橋りょう・鉄道災害防除計画、土砂災害防除計画、山地災害防除計画、林道災害防除計画、農地災害防除計画、倒木被害防除計画、避難情報の事前準備計画、防災知識の普及計画、自主防災活動
第3章 災害応急対策計画	指定水防管理団体・水防機関、水防管理団体の水防計画、水防組織及び非常配備体制、水防上重要な水こう門等、水防区域の危険箇所、水防に関する予警報、情報収集・伝達、広報活動、水防信号及び水防標識等、避難のための立退き、水防倉庫及び資器材の整備及び調達

## 第1節 過去の顕著な災害

### 1 風水害

風水害は、季節と密接な関係にあることはもちろんであるが、市の水害史は、大井川とともにあり、過去にしばしば大災害を繰り返してきた。

大井川上流は、県下では天城山付近と並んで降水量が多い地域であり、中上流部山地は地形的、地質的に崩壊しやすい地域である。また、大井川の河床勾配が大きいことが水害の一要因である。

大井川は、1590年(天正18年)に相賀と横岡の間、牛尾山を切り崩し、堤防を築き、現在のような川に形づくられてきた。江戸、明治、大正、昭和時代の長きにわたり、大井川流域のいたるところで度重なる大洪水を引き起こし、多くの人命を奪い、田畑を荒し、交通を破壊するなど甚大な被害を及ぼしてきた。

中小河川においては、台風や集中豪雨に起因して伊久美川、相賀谷川、東光寺谷川、大代川などの氾濫により、山津波や家屋への浸水が発生し、多くの犠牲者が出ている。

最近では、強靱な堤防整備などの治水工事の成功とダムの建設、先人の幾多の苦勞による水防対策の確立により、大きな水害は発生していない。

次に近年の顕著な水害の発生を示す。(資料編19-3参照)

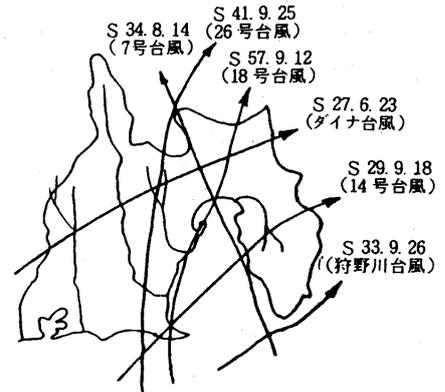
西暦	年号	原因	記事
1959	昭和34	低気圧・ 温暖前線  台風	8/26～27 総雨量(島田)376mm(金谷)380mm(1h雨量120mm、3h雨量243mm) 栃山川、東光寺谷川、大津谷川、伊太谷川、相賀谷川、大代川の堤防決壊御飯屋町、大草、相賀、野田、落合の橋流失、(島田)負傷3、行方不明者1、全壊8、半壊14、流失8、床上浸水3,000、床下浸水6,000、(金谷)死者1、負傷113、全壊11、半壊26、一部破損6、流失8、床上浸水2,344、床下浸水2,400 9/26 伊勢湾台風 総雨量100mm以上 (島田)全壊2、半壊21、床上浸水7、床下浸水1
1960	昭和35	台風・ 寒冷前線	8/12～14 総雨量600mm～700mm(1h雨量50～70mm) 大井川13日21時神座水位2.9m、伊久美川の氾濫で川口橋流失、伊久身部落の山津波、蓬萊橋流失、(島田)死者16、負傷7、軽傷29、全壊27、半壊42、流失7、(金谷)床上浸水70数戸、(川根)死者5、行方不明者2、全壊15、半壊24、流失埋没10、床上浸水155、床下浸水390
1961	昭和36	豪雨・ 梅雨前線	6/23～29 36.6豪雨 総雨量423mm 伊久美川増水、伊久身(犬間・長島他)仮橋流失4、(長島)土砂崩れ交通途絶、(二俣・白井)床下浸水5、神座で大井川決壊、大井川鉄橋橋脚流失、(金谷)白光川氾濫、床上浸水6、床下浸水10
1965	昭和40	台風	9.16～17 台風24号 総雨量300mm (島田)死者1、負傷者1、行方不明者2、道路決壊8、堤防決壊3、農林道決壊4、住家一部破損113、学校一部破損23、農地一部流没2ha
1969	昭和44	台風	8/4～5 台風7号 (島田)負傷者3、全壊1、半壊2、床上浸水1、床下浸水34、一部損壊4、非住家2、畑埋没2、畑冠水4、道路損壊5、橋梁流失1、堤防決壊1、山崩れ23、鉄道4、罹災世帯5、罹災者数19
1979	昭和54	台風	10/19 台風20号 (島田)軽傷者2、全壊3、一部破損60、床下浸水2、非住家公共建物3、その他45、文教施設2、砂防1、罹災世帯数3、罹災者数8
1980	昭和57	台風	9/11～12 台風18号 総雨量521mm (島田)全壊7、半壊5、一部欠損8、床上浸水374、床下浸水976、護岸決壊36、橋梁流失18、水稻倒伏200ha、水田冠水270ha、田土砂流入40ha、畑土砂流入10ha
1998	平成10	台風 前線	9/21～22 台風8号 総雨量174mm 蓬萊橋橋脚1本流失 9/23～24 総雨量230mm (島田)床上浸水18、床下浸水140、水田埋没0.09ha、水田冠水1.55ha、道路通行止5、橋梁通行止1、山崩れ2、水道断水75、避難1地区14世帯49人
2019	令和元	台風	10/11～12 令和元年東日本台風(台風第19号) 10/12 22:00時点 積算雨量 島田(道悦)434mm 一部損壊3、床上浸水7、河川溢水2、倒木、崩土多数、 10/12 18:30 第一次指定避難所39箇所開設、420世帯967人が避難
2020	令和2	前線 集中豪雨	6/30～7/2、7/4～7/10、7/26～7/28 梅雨前線が華中から九州付近を通過して東日本に停滞した影響から豪雨となった。また、7月下旬には初倉地区で線状降水帯が発生し、床上、床下浸水が発生するなどの被害が発生した。 時間雨量最大：島田地区25mm/h、金谷地区35mm/h、川根地区38mm/h ※富士山静岡空港 59.5mm/h 初倉地区：床上浸水2件(住家1、工場1)、床下浸水10件(住家8、店舗2)
2022	令和4	集中 豪雨	9/23～24 台風15号に伴う大雨により、市内各地で浸水害や土砂災害等の被害が発生し、災害救助法の適用となった。 時間雨量最大：島田地区126mm/h、伊久美地区127mm/h、金谷地区87mm/h、川根地区88mm/h、塩本地区108mm/h、笹間地区107mm/h。国道473号及び県道蔵田島田線等が通行止めとなり、半壊8件、準半壊18件、一部損壊(床上浸水46件、床下浸水109件、その他9件)の被害があった。

2023	令和5	集中豪雨	6/2～3 台風2号に伴う大雨により、床上、床下浸水が発生するなどの被害が発生した。 時間雨量最大：島田地区33mm/h、伊久美地区68mm/h、金谷地区34mm/h、川根地区56mm/h、塩本地区49mm/h、笹間地区47mm/h 国道473号及び県道蔵田島田線等が通行止めとなり、一部損壊（床上浸水1件、床下浸水1件）の被害があった。
------	-----	------	--

島田市に被害を与えた台風(過去20年)

県下到大被害を与えた主要台風経路図

西暦	年号	台風	西暦	年号	台風
1997	平成9	7号・9号	2007	平成19	4号・9号
1998	平成10	5号	2009	平成21	18号
2001	平成13	11号・15号	2010	平成22	9号
2002	平成14	6号・7号・21号	2011	平成23	15号
			2012	平成24	4号・17号
2004	平成16	22号・23号	2019	令和元	東日本台風(19号)
2005	平成17	11号			



## 2 竜巻(旋風)

竜巻は、寒冷前線や台風に伴うものが多い。県内では、安倍川河口付近と遠州灘沿岸部に多く発生している。竜巻の発生予想は難しく、瞬時に大きな被害をもたらすことになるので注意が必要である。

西暦	年号	記事
1954	昭和29	9/13午後 横井町 即死者1名、負傷者3名、多くの建物が壊れる

## 3 がけ崩れ・土石流・地すべり

大井川流域の山地災害は、山崩れと地すべりによって特色づけられる。

地域の北縁部の山地は、高度200メートルから300メートルの丘陵状の起伏を有し、次第に高度を高め大井川上流部では3,000メートル級の高峰を連ねる赤石山脈となる。

牧之原台地の北部地域では、牧之原礫層と基盤岩の境界付近あるいは基盤岩の上で、しばしば地すべりが発生している。主な地すべり地は、神谷城・鎌塚・吹木・湯日などである。

西暦	年号	記事
1960	昭和35	8/13 伊久美集落の伊久美川上流部で大規模な土石流発生、死者・行方不明者16人。災害派遣中の自衛官1名が落石事故により殉職
1962	昭和37	4/12 福用地内の県道金谷～中川根線で、約50mにわたり土砂崩れ交通が不通となり、大井川線も不通
2003	平成15	8/17 大井川鐵道神尾駅の金谷側で土砂崩れが発生し、福用一千頭間で折り返し運転9月25日から金谷～横岡(仮)の折り返し運転再開、翌年3月19日全線開通
2016	平成28	4/末 県道蔵田島田線の伊久美二俣地区で崖崩れが発生し、生活道路を遮断、茶の出荷作業にも大きな影響を及ぼした。大雨ではなく強風による崖上端部の樹木滑落が引き起こしたと見られる。
2018	平成30	9/11 台風を引き続く断続的な雨により、市道日掛上平線の久野地区の路肩コンクリートブロックと岩盤が笹間川まで落下し、道路が寸断状態になった。道路を拡幅し重量制限で片側通行とした。

2020	令和2	7/3 梅雨時期の長期的な大雨により、市道尾川上伊太線の尾川地区において、大規模な地すべりが発生し、道路に大きなクラックが発生したため、全面通行止めとした。2020(R3)/5/15に仮復旧した。
2021	令和3	7/3 梅雨時期の断続的な大雨により、県道焼津森線の橋梁(コンクリートスラブ)が、土石流により損壊し、道路が寸断状態になった。道路は、1カ月ほどで仮橋梁を整備し、復旧した。

## 第2節 予想される災害と地域

### 1 風水害

一級河川大井川は、国と県のいずれの管理区間もダム建設や治水工事等により、水害の危険は少なくなっているが、河川断面の不足や水衝洗掘している箇所があり出水時には警戒が必要である。

市内には、18の中小河川があり、いくつかの河川が比較的広い流域面積を持っていることから、上流部での長雨により、長期間にわたり水位上昇が続く傾向にある。また、大きい河川の水位上昇により小河川からの流入が遮られることもあり、内水被害への注意も必要である。近年、局地的な降雨の発生が増加傾向にあり、河川の急速な水位上昇による越水や溢水にも注意が必要である。

季節的には4～5月は、低気圧の通過に伴い、豪雨となることがある。6～7月は、梅雨前線活動の活発化により全県的に大雨や局地的豪雨に見舞われることがある。また、8～9月にかけては台風の接近又は上陸により、洪水や土砂災害の他、強風に伴う家屋・農業用施設等の損壊、広範囲での倒木及び大規模停電等の暴風雨による災害が発生しやすいので注意が必要である。

#### (1) 市内の河川

一級河川 (国・県管理)	大井川・菊川
一級河川 (県管理)	(大井川水系) 笹間川・家山川・切山川・身成川・大代川・新堀川・清水川・童子沢川・福用川・白光川・伊久美川・大久保川・相賀谷川・伊太谷川・尾川・大津谷川
二級河川	(栃山川水系) 栃山川・東光寺谷川 (湯日川水系) 湯日川 (勝間田川水系) 勝間田川

#### (2) 河川流域の状況

流域名	流域の状況
大井川流域 (一級河川)	ア 大井川流域は、日本屈指の多雨地帯であり、しかも地質は脆弱であるため、各所でがけ崩れや道路決壊等の災害がしばしば発生している。 イ 大井川は、長島ダムの完成などによって治水安全度は向上したが、狭さく部の流下能力不足、砂州の固定化などにより水害が発生するおそれがある。
笹間川流域 (一級河川)	ア 笹間川流域は、山付きの河川で地質は脆弱であるため、がけ崩れがしばしば発生している。 イ 大沢合流点より500m下流から上流の区間では、河岸の洗掘が見られる。
相賀谷川流域 (一級河川)	ア 昭和43年の台風10号では、相賀谷川の堤防が10mにわたり決壊し、床下浸水や農地に大規模な被害が発生した。 イ 下相賀橋上流から滝田橋までの区間は河川断面が小さく、越水や溢水が起こる可能性がある。内水氾濫にも注意が必要である。
伊太谷川流域 (一級河川)	ア 新東名交差付近から大井川用水伊太隧道流入点までの700mの区間は河川断面が小さく、越水や溢水が起こる可能性がある。 イ 伊太谷川は、農業用水供給のために改修された人造の河川であるが、河川断面の不足による水位上昇によって、中央町付近の低地からの雨水の流入が遮られ内水氾濫に注意が必要である。

大津谷川流域 (一級河川)	ア 栃山頭首工から高島橋までの区間及び尾川合流点から上流では、河川断面が小さく、越水や溢水が起こる可能性がある。 イ 流域面積を広く持ち、長い期間において水位の上昇が続く傾向にある。
東光寺谷川流域 (二級河川)	ア 八島橋から上流の150m及び出合橋から阿知ヶ谷橋の区間では、堤防高が不足しており、また河川断面も小さいため、越水や溢水が起こる可能性がある。 イ 流域面積が比較的広く、長い期間において水位の上昇が続く傾向にある。

## 2 かけ崩れ・土石流・地すべり

市では、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域が諸所存在している。

特に、平地と丘陵の接撃部に当たる地域には、集落が発達し急傾斜の土砂崩落による災害リスクが高まっている。

また、大井川上流部の地域では、地質が弱いため、降雨による土砂崩れ等がたびたび発生し、道路の寸断により、災害の規模を大きくする原因ともなる。

## 3 強風による建物等の損壊及び倒木等に伴う大規模停電等

強い台風の接近に伴い、市内全域で家屋等・農業用施設・各種標識等の損壊が発生し、中山間地を中心に倒木等による送電設備が損壊し大規模(広域・長期)停電発生リスクが高まっている。

多数の倒木による道路阻絶や大規模停電による簡易水道の給水機能停止等、住民生活への多大な影響を及ぼす事象の発生が懸念される。

平成30年9月、台風24号の影響により市内で約15,100戸、最長4日間にわたる大規模停電が発生した。

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 総則

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。

市及び県は、治水、防災、まちづくり、建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

市及び県は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。

なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、市又は県が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

市及び県は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

市、県及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

### 第2節 河川災害予防計画

#### 1 河川の現況

現在の河川の整備状況は、国管理の一級河川大井川では河川改修が一定の水準に達しているが、一部の堤防において水衝部の洗掘や漏水があり、対策が望まれている。また、県管理の二級河川は、川根地区には大井川水系笹間川、家山川、身成川、金谷地区には大井川水系大代川、島田地区には大井川水系大津谷川(支川伊太谷川、尾川含む)、相賀谷川、栃山川水系栃山川(支川東光寺谷川含む)、湯日川水系湯日川の河川改修が行われ、安全性は向上しているものの、一部改修中の河川もあり、早急な改修が望まれている。

普通河川については、住宅が密集した地区で改修・整備が進んでいない箇所が多く残っている。近年の気象状況や宅地等の開発により、土地の保水・遊水機能の低下と局地的な豪雨による内水氾濫等の危険性が高まっている。

近年における短時間豪雨等の気象状況の激烈化は、河川の流下能力を超えて大量の雨水が河川に流れ込むことで、河川改修や堤防・護岸の整備効果を低減させ得ることに留意する必要がある。

#### 2 河川の治水対策

一級河川及び二級河川については、管理者である国、県に対し、河川改修を積極的に働きかける。準用河川及び普通河川については、流下能力向上のために道路改良事業、公共下水道事業等の他事業との調整を図りつつ計画的に整備を推進する。

#### 3 浸水想定区域の指定と通知

国(国土交通省)及び県は、洪水予報を実施する河川又は洪水特別警戒水位を定め、その水位に達した旨

の情報を提供する河川として指定した河川及び洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深等を順次公表し、洪水浸水想定区域として指定するとともに、関係市町の長に通知するものとする。

河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、ダム洪水調節機能協議会等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。

市又は県は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を順次公表するとともに、県知事に対しては関係市町の長に通知するものとする。

知事等は、河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域のうち、都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域を、貯留機能保全区域として指定することができる。

県は、特定都市河川流域のうち、洪水等により住民等に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発・建築行為等の制限をすべき土地の区域について、浸水被害防止区域として指定することができる。

#### 4 浸水想定区域等の指定に伴う実施事項

- (1) 市は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所や避難経路に関する事項及び洪水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水想定区域内の主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。
- (2) 市は、市地域防災計画において、洪水浸水想定区域内に以下の施設がある場合には、これらの施設の名称及び所在地、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法について定めるものとする。
  - ア 要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。)で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの。
  - イ 大規模工場等(大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの)の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるもの。
- (3) 上記のうち、要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために以下の事項を定めるものとする。
  - ア 浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。

また、市長は、上記要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
  - イ 市長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
  - ウ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画に定めるところにより、円滑かつ迅速な避難確保の

ための訓練を行わなければならない。

エ 市及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

オ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自衛水防組織を置くよう努めなければならない。なお、自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員等を市長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも同様とする。

(4) 市は、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所や避難経路に関する事項及び洪水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項並びに洪水浸水想定区域内の主として高齢者等の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物及びハザードマップを配布その他必要な措置を講ずる。

(5) 事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

## 5 連携体制の構築

水災については、気候変動による影響を踏まえ、県及び国土交通省が組織する洪水氾濫による被害を防止・軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした大規模氾濫減災協議会、流域治水協議会等の既存の枠組みを活用し、国、県、市町、河川管理者、水防管理者等に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域治水の取組を推進するための密接な連携体制を構築するとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時における具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

## 第3節 道路・橋りょう・鉄道災害防除計画

### 1 道路・橋りょう

#### (1) 基本方針

道路の防災対策として、交通危険箇所の解消を図るため災害防除事業等を実施するとともに、日常的に道路パトロールを実施し、事前通行規制の実施など災害の未然防止に努め、また災害が発生した場合は、早急に交通路確保のため応急措置を実施している。

今後も、緊急輸送路の指定状況や迂回路の有無、被災履歴の有無等を勘案し、通行危険箇所の解消を図る方針である。

災害時には、地域住民の避難路として、あるいは、市庁舎をはじめ救急指定病院、消防機関、防災関係機関、その他公共公益機関等との連絡路として、また、物資や人などを運搬する緊急輸送路としての機能を確保する。

#### (2) 主要道路の整備

幹線道路及び1、2級の市道等については優先的に点検を実施し、道路・橋梁等の安全性の確保と災害時における避難路及び緊急車両・輸送車両等の通行のため有効な幅員を確保する。また、がけ崩れ等の土砂災害からの保全を図る。

#### (3) 生活道路の整備

生活道路は、一時的な避難路及び避難路へ接続する道路として防災対策や安全対策等に配慮し、狭あ

いな道路の解消に努め、避難しやすい安全性を確保した構造の道路として整備する。

#### (4) 道路環境の整備

災害に強い道路環境を創出するために次のことに留意し、整備を実施する。

- 1) 道路の拡幅及び緑化(延焼遮断帯としての効果)
- 2) 道路標識・避難地の標識の改良(避難行動への効果)
- 3) 駐車場の確保(路上駐車を無くし、災害対応への効果)
- 4) 駐輪場の確保(放置自転車・バイクを無くし、避難行動・災害対応への効果)

#### (5) 道路ストック点検

緊急輸送路などの幹線道路を対象に橋梁長寿命化計画に基づく改修及びトンネル、法面、照明灯などの点検を実施する。

## 2 鉄道

東海旅客鉄道株式会社は、新幹線における重要施設の浸水被害軽減のため、必要な対策を講ずるものとする。

## 第4節 土砂災害防除計画

### 1 土砂災害対策

土砂災害を未然に防止し、又は災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるために、まず事前措置として平素から危険予想箇所のパトロールを実施する。

また、土砂災害の発生するおそれのある場合又は危険が切迫した場合には、迅速かつ適切な避難指示（警戒レベル4）が行えるよう避難対策に留意する。避難のための立退きの万全を図るため、避難場所、避難経路及び避難の心得などをあらかじめ徹底させておくものとする。

なお、道路危険箇所についてもパトロールを実施し、防災工事を実施するよう努める。

### 2 急傾斜地崩壊対策事業

県は、急傾斜地の崩壊が発生するおそれのある箇所に対し、急傾斜地崩壊危険区域の指定を行い、崩壊の発生を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、被害想定区域内の住民の生命を保護するため、崩壊防止施設の整備を実施する。

#### (1) 急傾斜地崩壊対策事業

法面工、擁壁工等、急傾斜地の崩壊防止施設の整備を計画的に実施する。

#### (2) 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業

風水害、震災等により新たに生じた崩壊を放置すれば次期降雨で拡大するおそれのある場合、緊急に崩壊防止施設の整備を実施する。

#### (3) 現況

市には、土砂災害警戒区域(急傾斜地崩壊によるもの)が540箇所ある。(資料7-1 参照)

#### (4) 対策

ア 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づく急傾斜地崩壊対策事業並びに緊急急傾斜地崩壊対策事業を実施する。

イ がけ地近隣危険住宅移転事業については、がけ地の崩壊及び土石流による危険が著しいため、建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条の規定に基づく災害危険区域内の建築物、静岡県建築基準条例第10条の規定に基づくがけの高さが2メートルを超えるがけの下端から水平距離が、がけの高さの2

倍以上の位置にある不適格建築物(危険住宅)の除去等に要する経費並びに危険住宅に代わる住宅の建設に要する経費に対して補助金を交付するものである。

### (5) 危険箇所周辺の土地利用規制

#### ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)

急傾斜地に対し災害を予防し、積極的に防災工事を実施していくうえでも、県知事の急傾斜地崩壊危険区域の指定が前提条件となる。

急傾斜地の崩壊により人家の倒壊等著しい被害のあった区域又は著しい被害を及ぼすおそれのある区域は優先して区域指定を受け、その他の危険区域においても危険度や地域の実情等を考慮のうえ、極力指定の促進を図らなければならない。

指定区域内では、水の放流、工作物の設置、立竹木の伐採等の有害行為を取締り、防災措置の勧告、改善措置の命令等を行なうことになっている。

#### イ 災害危険区域の指定(建築基準法)

急傾斜地崩壊危険区域に指定された区域又は静岡県建築基準条例(昭和48年静岡県条例第17号)第3条の規定により指定した災害危険区域内の住居の用に供する建築物は原則禁止されている。

#### ウ 都市計画区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)、建築基準法)

都市計画区域内において、建築物の用に供する目的で一定規模以上の開発行為をする場合、急傾斜地崩壊危険区域(災害危険区域)を含む開発行為は許可されない。また、がけに近接する危険宅地に建築物を建設する場合には、がけの形状、土質、建築物の位置、規模及び構造に応じて安全な擁壁を設けなければならない等の急傾斜地に対する規制もある。

## 3 砂防事業

県は、土石流の発生するおそれのある溪流に対し、砂防指定地の指定を行い、土砂の崩壊を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、土砂の生産抑止と流路内における流出土砂の調節を図るために、砂防設備の整備を実施する。

### (1) 砂防事業

砂防えん堤、溪流保全工事等の砂防施設の整備を計画的に実施する。

### (2) 現況

市には、土砂災害警戒区域(土石流によるもの)が234箇所ある。(資料7-1 参照)

### (3) 対策

ア 国や県と連携を図り、砂防指定地の拡大や山腹崩壊、土石流の危険箇所の防災対策を促進していく。

イ 災害時に備えて情報の提供や警戒避難体制の確立に努める。

## 4 地すべり対策事業

県は、地すべりの発生するおそれのある箇所に対し、地すべり防止区域の指定を行い、地すべりの発生を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、地すべり防止施設の整備を実施する。

### (1) 地すべり対策事業

地下水の排除、地表水の誘導、杭打工等の地すべり防止施設の整備を計画的に実施する。

### (2) 現況

市には、土砂災害警戒区域(地すべりによるもの)が42箇所ある。(資料編7-1 参照)

### (3) 対策

ア 国や県と連携を図り、地すべり防止区域の防災対策を促進していく。

イ 災害時に備えて情報の提供や警戒避難体制の確立に努める。

## 5 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報の提供と活用

### (1) 土砂災害警戒情報の提供と活用

- ア 県と静岡地方気象台は、県民の生命及び身体の保護を目的とした土砂災害に対する警戒避難体制の整備に資するため、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して、共同で土砂災害警戒情報（避難が必要とされる警戒レベル4に相当）を発表する。
- イ 県は、土砂災害警戒情報を関係のある市町の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講ずるものとする。
- ウ 市長は、土砂災害警戒情報が発表された場合、避難情報の発令を検討する。また、具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。
- エ 市は、土砂災害警戒区域等における避難情報の発令を検討するに当たり、土砂災害警戒情報及び土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難情報等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するものとする。
- オ 市は、インターネットで公表される最新のリアルタイムの防災気象情報（気象情報、気象注意報・警報・特別警報、雨量に関する情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（気象庁ホームページ）、土砂災害警戒情報補足情報システム（県ホームページ等）の確認・把握に努める。これらの把握した情報と今後の気象推移予測、現在の災害発生の前兆となり得る各種事象の発生状況、ハザードマップや過去の災害発生実績等を踏まえ、災害発生のリスクを至当に判断する。

### (2) 土砂災害緊急情報の提供

国土交通省は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また、県は、地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市に対して適切に住民の避難情報等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。

## 6 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の施行

### (1) 土砂災害警戒区域等の指定、公表

- ・県は、土砂災害（がけ崩れ・土石流・地すべり）から住民の生命及び身体を保護するために、土砂災害の発生するおそれのある箇所について土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号、以下「土砂災害防止法」という。）の規定に基づき、土砂災害警戒区域等の指定を推進する。
- ・県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果を、関係のある市町に通知するとともに、公表するものとする。

### (2) 土砂災害特別警戒区域における規制等

- ・県は、土砂災害特別警戒区域において、特定の開発行為（住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）社会福祉施設、学校及び医療施設）を制限する。
- ・県等は、土砂災害警戒区域で、建築物の構造の規制を行う。

### (3) 市地域防災計画

- ア 市防災会議は、地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (ア) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項

- (イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
  - (ウ) 災対法第48条第1項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
  - (エ) 警戒区域内に、要配慮者利用施設であって、急傾斜地の崩落等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地
  - (オ) 救助に関する事項
  - (カ) (ア)～(オ)に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- イ 市防災会議は、市地域防災計画において前項(エ)に掲げる事項を定めるときは、要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

#### (4) 要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等

- ア 土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。報告を受けた市長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。また、市長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、上記計画を作成していない場合は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- イ 市長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- ウ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。
- エ 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

#### (5) 住民への周知

- ア 市長は、市地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。
- イ 県は、電子地図の提供等により、市町を支援するものとする。

#### (6) 避難情報の発令解除

- 市長は、避難情報の発令を解除しようとする場合において、必要があると認められるときは、国土交通省又は県に対して、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、国土交通省又は県は、必要な助言をするものとする。

### 7 事業者の対応

- 事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

## 8 その他のソフト対策

- (1) 土砂災害危険箇所図の配布、土砂災害危険箇所表示板の設置、インターネットによる土砂災害危険箇所マップの提供等を行い、土砂災害危険箇所の周知を図る。また、県による土砂災害警戒区域設定に伴う住民説明会に努めて多くの住民の参加を求めるほか自主防災組織が行う防災マップ作成の支援を通じて、土砂災害警戒区域等に対する理解を深めさせる。
- (2) 市と県は、連携して、土砂災害に対する防災訓練を実施し、警戒避難体制の強化を図る。

## 第5節 山地災害防除計画

### 1 山地災害対策

林野庁森林管理局及び県は、地形・地質・植生などの要因により山腹崩壊や土石流等が発生し、人家や公共施設等に被害を及ぼす危険性の高い箇所を山地災害危険地区(山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区)に指定し、市は、国及び県と計画的に治山事業を実施して山地災害の防止、軽減を図る。

市及び県は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携により、減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。

### 2 治山事業

- (1) 荒廃地及び荒廃危険地が存在する森林区域において森林整備(間伐など)や治山ダム、土留工等の治山施設を設置して、災害の防止、軽減等を図る。
- (2) 市の山地災害危険地区は、103地区である。(資料編7-2参照)

### 3 総合的な山地災害対策

毎年6月1日～15日の治山パトロール等により、既存の治山施設の点検や保安林の機能の発現状況を確認し、災害危険箇所の早期発見と災害発生の未然防止を図る。

## 第6節 林道災害防除計画

市の林道は、急峻な山腹に法面切り取り又は盛土して開設したものが多く、特に法切り面のほとんどは地肌が露出したままとなっており、風化や雨水等による自然崩壊が見られる。

林道は、林産物の搬出ばかりではなく、地域の生活道路としての役割も求められているため、計画的に危険箇所の改良を実施し、通行の安全を図る。

## 第7節 農地災害防除計画

農地防災については、災害を未然に防止すべく事前に十分な調査を行い、一般土地改良事業の推進に平行して各種事業を積極的に進めている。

## 1 ため池等整備事業

決壊した場合に影響が大きい農業用ため池は、耐震調査を実施し、必要に応じた補強対策や統廃合を実施する。市内の農業用ため池は、令和4年1月1日時点で10箇所である。(資料編7-3参照)

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池を防災重点農業用ため池に指定するとともに、地震や豪雨・劣化による決壊を防止するため、調査及び防災工事を実施し、利用実態のないため池については廃止を進める。

県内に存在する防災重点農業用ため池について、定期的に点検を行い、決壊の危険性を早期に把握する。

(1) 定期点検の頻度：1回／年

(2) 定期点検を行う者：ため池の管理者

防災重点農業用ため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成配布等を計画的に推進し、地域の安全性の確保を図る。

## 2 農地保全事業

農地面積が小さく急傾斜が多いなど、農業を営むための地理的条件が平坦地域と比べて不利な中山間地域等の耕作放棄を抑制し、又は耕作放棄地を解消することにより、国土の保全や洪水の防止に努める。

## 第8節 倒木被害防除計画

市、県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、これまでの予防伐採の実績・成果を踏まえ、地域性を考慮しつつ、予防伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携・協力の拡大に努めるものとする。

また、市及び県は、災害の未然防止のため、森林所有者、施設管理者等との間での協定の締結を推進するとともに、林野庁の支援等を活用し、送配電線、道路等の重要な施設に近接する森林の整備を推進するものとする。

## 第9節 盛土災害防除計画

市及び県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を国土交通省、環境省（不法投棄された廃棄物が盛土に混入している場合に限る。）、農林水産省及び林野庁の支援を得て行うものとする。

市及び県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに是正のための行政指導や行政処分を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

県は、不適正な盛土事案の課題解決を図るため、副知事を座長とした部局横断組織である静岡県盛土等対策会議を設置する。その下部組織として、現場レベルの地域部会を置き、市と県等の関係機関が連携し、的確な対応につなげるべく初期段階から情報共有を行うものとする。

## 第10節 避難情報の事前準備計画

市は、高齢者等避難(警戒レベル3)、避難指示(警戒レベル4)、緊急安全確保(警戒レベル5)といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、气象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動

や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知及び意識啓発に努める。

## 1 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

(1) 市は、市町域の河川特性等を考慮し、内閣府の避難情報に関するガイドライン(令和3年5月)を踏まえ、洪水、土砂災害に対する島田市避難情報の判断・伝達マニュアルを作成している。

洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により、具体的な避難情報の発令基準を設定している。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。また、広域に避難情報を発表し、安全な場所にいる人まで避難地等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

(2) 市は、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂するよう努めるものとする。

(3) 県は、島田市避難情報の判断・伝達マニュアルに対し、技術的専門的な助言等の支援を行う。

## 2 住民への周知・意識啓発

(1) 市及び県は、避難指示(警戒レベル4)、緊急安全確保(警戒レベル5)が発令された際、避難地への移動(立ち退き避難・水平避難)、知人・友人宅をはじめとした近隣の安全な場所への移動、自宅・施設等の浸水しない上階への避難(垂直避難)、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる(退避)等により安全を確保する屋内安全確保など状況に応じた多様な選択肢があることについて、住民へ平時から周知しておく。高齢者等避難(警戒レベル3)の活用等により、早めの段階で避難行動を開始することについて、市は、日頃から住民等への周知啓発に努める。また、市及び県は、防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー等)の連携により、要配慮者等に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

(2) 市は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難とは難を避けることであり、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で危険な場所から全員避難すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

(3) 市は、住民等の逃げ遅れをなくすために、地区の避難行動計画(地区マイ・タイムライン)の策定に向けた住民等の取組を支援する。その際、市は、県が策定したマイ・タイムラインワークショップ進め方の手引き等を参考に、各地域における住民等による地区マイ・タイムライン作成のためのワークショップ実施を促すよう努める。

## 第11節 避難誘導體制の整備計画

市は、水防団体等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知に当たっては、要配慮者等に配慮するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、防災マップの作成に当たっては住民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住

民等の理解の促進を図るよう努める。

地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等と連携し、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

また、高齢者等避難(警戒レベル3)、避難指示(警戒レベル4)といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。

## 第12節 防災知識の普及計画

原則として、共通対策編 第2章 災害予防計画 第3節 防災知識の普及計画及び風水害対策編 第2章 災害予防計画 第10節 避難情報の事前準備計画 2 住民への周知・意識啓発に準ずる。

加えて、市及び県は、国、関係機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

- (1) 浸水想定区域、指定緊急避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については早期の立退き避難が必要な区域として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。
- (2) 土砂災害警戒区域、避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するものとする。
- (3) 山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民等に配布する。

## 第13節 自主防災活動

(共通対策編第2章災害予防計画第6節自主防災組織の育成及び第7節事業所等の自主的な防災活動に準ずる。)

## 第3章 災害応急対策計画

この計画は、水防法(昭和24年法律第193号)に基づき、河川、湖沼の洪水による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。

なお、ここに定めのない事項については、共通対策編第3章災害応急対策計画及び市水防計画(以下「水防計画」という。)によるものとする。

### 第1節 指定水防管理団体、水防機関

#### 1 指定水防管理団体

指定水防管理団体とは、水防法第4条の規定により水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体で、知事の指定した市町又は組合をいう。

指定水防管理団体は、毎年水防訓練を実施し、また、当該団体の水防協議会を設置する場合には当該水防協議会に諮って水防計画を定め、知事へ届け出なければならない。

当該団体の水防協議会を設置しない場合には、当該団体である市防災会議に諮って水防計画を定め、知事へ届け出なければならない。

#### 2 水防機関

市の水防業務を処理する水防の機関は、静岡市島田消防署及び消防団をもって充てる。

### 第2節 水防管理団体の水防計画

指定水防管理団体の水防計画は、市地域防災計画において、おおむね次の事項について定めるものとする。

- (1) 水防組織
- (2) 重要水防箇所
- (3) 予報及び警報
- (4) 気象予報等の情報収集
- (5) ダム、水こう門等の操作
- (6) 通信連絡
  - ア 水防区(土木事務所)と水防管理団体間の連絡(電話番号、連絡責任者)
  - イ 水防管理者と各機関(消防団)
  - ウ 上下流水防管理者との連絡
- (7) 水防施設及び輸送
  - 水防用資器材及び設備の整備
- (8) 水防活動
  - ア 非常配備
  - イ 避難のための立退き計画
- (9) 水防信号、水防標識等
- (10) 協力及び応援
  - ア 河川管理者の協力
  - イ 水防管理団体相互の協力及び応援
- (11) 費用負担及び公用負担
- (12) 水防報告等
- (13) 浸水想定区域内における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置住民への周知等
- (14) 水防協力団体

### 第3節 水防組織及び非常配備体制

水防管理者(市長)は、洪水等の水害が発生するおそれのある場合、島田市役所災害対策室に、水防警戒本部、又は市水防本部(以下「水防本部」という。)を設置する。ただし、市災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。

水防組織及び非常配備体制は、水防計画のとおりである。

市災害対策本部の編成、設置及び運営については、共通対策編第3章災害応急対策計画第2節組織計画のとおりである。

### 第4節 水防上重要な水こう門等

水こう門等の管理人は、常にその当該施設が十分その機能が発揮できるよう努めるとともに水防時には適正操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

水防上重要な水こう門等は、水防計画のとおりである。

### 第5節 水防区域の危険箇所

市内の河川で特に水防上、警戒又は防御を有する重要水防箇所は、水防計画のとおりである。

### 第6節 水防に関する予警報

#### 1 水防活動に必要な予報及び警報とその措置

静岡地方気象台の発表する気象、水象予警報とその措置については島田市水防計画書(第4章)に定めるところによる。

#### 2 洪水予報

島田市水防計画書(第4章)に定めるところによる。

#### 3 水防警報

島田市水防計画書(第4章)に定めるところによる。

#### 4 水位周知河川における水位到達情報

島田市水防計画書(第4章)に定めるところによる。

#### 5 雨量及び水位の監視と通報

島田市水防計画書(第5章)に定めるところによる。

#### 6 ダム、水こう門等及びその操作

島田市水防計画書(第6章)に定めるところによる。

#### 7 道路の通行規制に関する情報

道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

## 第7節 情報収集・伝達

共通対策編 第3章災害応急対策計画 第4節通信情報計画のとおりである。  
情報連絡体制については、島田市水防計画書（第4章）に定めるところによる。

## 第8節 広報活動

共通対策編 第3章災害応急対策計画 第5節災害広報計画のとおりである。

## 第9節 水防信号及び水防標識等

島田市水防計画書（第10章）に定めるところによる。

## 第10節 避難のための立退き

共通対策編第3章災害応急対策計画第7節避難救出計画のとおりである。

## 第11節 水防用資器材及び設備の整備運用並びに輸送

島田市水防計画書（第8章）に定めるところによる。